資料１

「ビル＆キープ方式の原則化」に係る移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法について

2026年11月16日

NTTドコモビジネス株式会社

© NTT DOCOMO BUSINESS, Inc. All Rights Reserved.

1．移行期間（原則化の適用時期）についての当社の考え

つなごう。驚きを。幸せを。
docomo Business

項目		当社回答
1-1	ビジネスモデルや料金戦略の見直し	➢ 音声サービスが縮退傾向の中、当社を含む各事業者は音声サービスだけでなく、データ通信・クラウドサービス・AI活用サービス等により付加価値を創出し幅広くサービス展開しています。その現状をふまえると**音声通話の事業者間精算にビル＆キープ方式を導入することによる事業収支等への影響は限定的**と考えます。 （当社事業全体の利益に占める音声接続料取引額（接続料収支）の割合：　　）※構成員限り ➢ ビル＆キープ方式の原則化により、接続事業者との協議によって変動しうる接続料の収入/費用がなくなるため、自網のコストと該当サービスのユーザからの収入のみを前提とする**事業計画の見直しや新たな料金戦略の検討が必要**となる可能性があります。これらの検討や、仮に新たな料金体系を実施する場合のシステム改修等の準備には少なくとも**１～２年程度必要**になると考えております。
1-2	精算システムの改修	➢ ビル＆キープ方式の原則化により双務呼の精算は不要になるものの片務呼は精算が残るため、精算システムにおいても従来不要であった**片務呼のみを識別するための改修が必要**となる可能性があります。 具体的な片務呼の精算方法はこれから議論されるため現時点で改修に必要な工数や期間を算定することは困難ですが、過去のシステム改修実績等をふまえれば片務呼の精算方法確定後、**約1～2年の期間を要する**可能性があります。 ➢ また、精算システムの改修期間を要因としてビル＆キープ方式の原則化導入時期がいたずらに遅れることが無いよう、当社としても**片務呼の精算方式に関する事業者間の検討会における合意形成**に向けて取り組んでいきたいと考えております。

© NTT DOCOMO BUSINESS, Inc. All Rights Reserved.

1．移行期間（原則化の適用時期）についての当社の考え

つなごう。驚きを。幸せを。
docomo Business

項目		当社回答
1-3	接続協定の変更手続	➢ ビル＆キープ方式の原則化に伴い、音声サービスに係る接続事業者との接続協定において**ビル＆キープ方式の適用対象や適用条件（対象呼/非対象呼の接続料の算定・精算方法等の書き分け等）に関する規定追加が必要**と想定されます。なお、当社の場合は　**との接続協定変更が必要**になり、変更に要する期間は片務呼の精算方法等にもよりますが、少なくとも**3か月以上の期間が必要**です。※構成員限り
1-4	利用者への周知期間	➢ ビル＆キープ方式の原則化に伴い、仮にサービス提供条件の変更などにより**利用者へ影響が生じる場合には利用者への丁寧な周知や問合せへの対応等が必要**になると考えます。 ➢ 特に当社は法人ユーザをメインにサービス提供しており、個社毎に提供条件を定めるケースが多いため、**対面等による丁寧な説明や契約変更等の事務手続きが必要**になることをふまえると、その対応期間として**少なくとも1年以上の期間が必要**と考えます。
1-5	その他	➢ 当社は、従前よりビル＆キープ方式の導入に向け積極的に各社と交渉を行い、導入にあたっての課題等について議論を継続してきましたが、個社毎の導入では公平性を欠き合意形成が進まない状況をふまえると、**全事業者一律・公平な導入が担保されるよう法的強制力を持つ電気通信事業法等において明確に規定**することが望ましいと考えます。 ➢ また、ビル＆キープ方式の制度整備に際して、仮に2024年にビル＆キープ方式の選択可能化とする整理が行われた際と同様に現行の「役務区間合算料金」（いわゆるエンド-エンド料金）から「役務区間単位料金」（いわゆるぶつ切り料金）への変更を前提とした整理となる場合は、**事業者間の責任分担（損害賠償）や料金事務処理の規程見直し、およびそれら変更に基づくユーザ約款の見直し等が必要**になるおそれがあり、その場合は「1-3 接続協定の変更手続」「1-4 利用者への周知期間」において**追加の期間が必要**になる可能性があります。

© NTT DOCOMO BUSINESS, Inc. All Rights Reserved.

2/3. 激変緩和措置の必要性・手法についての当社の考え

つなごう。驚きを。幸せを。
docomo Business

項目		当社回答
2-1	激変緩和措置（段階的な接続料の引き下げ）を必要とする理由・目的	➢ 前述の通り音声サービスが縮退傾向の中、当社を含む各事業者は音声サービスだけでなく、データ通信・クラ ウドサービス・AI活用サービス等により付加価値を創出し幅広くサービス展開している現状をふまえると、**音声通話の事業者間精算にビル＆キープ方式を導入すること自体による事業影響は限定的であり激変緩和措置までは不要**と考えます。 ➢ ビル＆キープ方式への円滑な移行のためには、むしろ**激変緩和措置により制度や運用を複雑にせず**、制度変更に伴う料金戦略見直し検討や精算システム改修、利用者周知等について**計画的な対応が可能となるよう十分な移行期間を設けることが重要**と考えます。
2-2	激変緩和措置の導入により生ずる問題	➢ 激変緩和措置を導入した場合、その内容によっては事業者にとって、制度移行後に向けた戦略見直し検討だけでなく、**移行期間中の見直し検討に伴うシステム改修や利用者周知等も含め様々な追加負担が生じる**可能性があり、結果として円滑なビル＆キープ方式の導入に支障を及ぼす恐れがあると考えます。
3-1	採用すべき手法	➢ 前述の通り、激変緩和措置は不要と考えます。
3-2	採用すべきでない手法	

© NTT DOCOMO BUSINESS, Inc. All Rights Reserved.

4．激変緩和措置を実施しない場合における音声接続料の算定方法についての当社の考え

つなごう。驚きを。幸せを。
docomo Business

項目		当社回答
4-1	採用すべき算定方法	➢ 昨今の音声サービスを取り巻く急激な環境変化（コミュニケーションツールの多様化、 Web会議やチャットなどワークスタイル変化等）に伴い音声トラヒックの減少傾向が続く中、 音声サービス市場は維持・縮退フェーズにあり、**LRIC方式が導入された前提条件である競争促進や設備の非効率性排除等の役割は既に終えている状況**であると認識しています。
4-2	採用すべきでない算定方法	➢ 当社としては、激変緩和措置を実施しない場合の音声接続料について、採用すべき算定方法・採用すべきでない算定方法は特に意見はございませんが、いずれの方式を採用するとしても、**利用者にご迷惑をおかけすることが無く、円滑にビル＆キープ方式へ移行することが重要**と考えます。

© NTT DOCOMO BUSINESS, Inc. All Rights Reserved.

５．裁定方針第３項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方についての当社の考え

つなごう。驚きを。幸せを。
docomo Business

項目		当社回答
5-1	具体的なケースの整理の必要性やその進め方	➢ 全事業者一律・公平にビル＆キープを導入した場合、事業者間の協議においてどのような点が争点となって協議が調わないのか等、**現時点では具体的なケースを想定することが困難なため案①（今後具体的な課題が生じた際に改めて整理する）に賛同します**。 ただし、仮にあらかじめケースを整理することによる弊害も想定できないことからそれを否定するものでもありません。
5-2	あらかじめケースを整理することによる弊害	

© NTT DOCOMO BUSINESS, Inc. All Rights Reserved.

つなごう。驚きを。幸せを。

NTT docomo Business

ご清聴ありがとうございました

© NTT DOCOMO BUSINESS, Inc. All Rights Reserved.